

個人情報保護委員会（第318回）議事概要

- 1 日 時：令和7年3月19日（水）13:00～
- 2 場 所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：大島委員長代理、浅井委員、清水委員、藤本委員、
梶田委員、高村委員、小笠原委員、宍戸委員
佐脇事務局長、西中事務局次長、小川審議官、大槻審議官、
佐々木総務課長、吉屋参事官、香月参事官、片岡参事官、
澤田参事官
- 4 議事の概要
 - (1) 議題1：地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する令和6年度の取組状況等について事務局から、資料に基づき説明を行った。
清水委員から「事務局から、地方公共団体等における個人情報保護法の運用に関する令和6年度の取組状況等について報告していただき、今後の支援の方向性について説明を頂いた。
令和3年改正法の施行に当たり必要であった法施行条例等の制定・届出に関しては、3千を超える地方公共団体において適切な対応がなされ、また、新たな個人情報保護制度に基づく運用が日々行われているものと認識している。
改正法の施行から2年が経過しようとしており、地方公共団体等においては、法令に基づく個人情報の適正な取扱いの確保が重要な課題とされている。また、「いわゆる3年ごと見直し」に係る検討も進められている現状に鑑みれば、これまでの改正法の施行・一元化に関する支援から、個人情報の適正な取扱いの確保に関する支援へと、軸足を移す時期と考える。
事務局におかれては、地方公共団体等が直面している個人情報の取扱いに関する多様な課題に対して、真摯に向き合い、引き続き地方公共団体等に寄り添った支援をお願いしたい」旨の発言があった。
原案のとおり、決定することとなった。
 - (2) 議題2：株式会社イセトーに対する個人情報の保護に関する法律に基づく行政上の対応について事務局から、資料に基づき説明を行った。
浅井委員から「今回の事態は不正アクセスによる個人データ漏えいの原因として、イセトーの安全管理措置の不備が指摘された事案で、指導の対処方針は理解した。
本件に関わらずだが、委託元にとって、委託先の状況がリスクになることを考えると、委託元の委託先に対する監督の重要性は大きいと言える。

契約書等において、安全管理措置に関する規定や、実地確認の実施等は、重ねて強化されるべき対処方法だと考える」旨の発言があった。

清水委員から「権限行使の内容については賛成する。

説明にあったとおり、当該体制では保管ルールが遵守されていない状況を経営層が認識できていないという問題があった。

また、ログ取得が十分ではなかった、あるいは VPN 機器のアップデートに問題があった。

これらのことから、イセトーでは IT 環境の適切な運用のための内部統制が適切に機能していなかったということがうかがえる。

内部統制に係る責任は経営者にあることを改めて認識していただき、適切な運用を行っていただきたい」旨の発言があった。

原案のとおり、決定することとなった。

なお、本議題については、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については非公表とすることとなった。

（3）議題3：監視・監督について

※内容について非公表

以上